**平成２３年（フ）第１０８８号**
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根653番地32瑞穂グリーンハイツ102号
債務者　石黒　恭二
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３８１号**
静岡県浜松市西区入野町16429番地の９　レオパレスベンリー202号、前住所愛知県豊田市月見町３丁目２番地５　レオパレス上り屋敷ツキミ301号
債務者　毛利　英治
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第１７号**
島根県浜田市長沢町476番地１　B、開始決定前の住所島根県浜田市相生町1396番地18
債務者　中嶋美由紀
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２３年（フ）第３４号**
島根県浜田市内田町972番地
債務者　藤井　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２３年（フ）第３９号**
島根県江津市和木町95番地65
債務者　中村　信二
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２３年（フ）第４０号**
島根県江津市二宮町神主ハ497番地３
債務者　鈴木　　元
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２３年（フ）第９７７号**
東京都町田市成瀬台３丁目８番地３インベストメント成瀬台101
債務者　目黒　　新
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第５００号**
千葉県成田市吾妻２丁目２番地１　４棟102号
破産者　ＲＥＹＮＯＬＤＳ　ＷＩＬＬＩＡＭ　ＭＡＲＴＩＮ
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３０号**
千葉県佐倉市上座438番地48
破産者　高橋　淳一
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３１５号**
名古屋市千種区日岡町２丁目16番地
破産者　澤田　文江
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１０１２号**
名古屋市中区栄４丁目15番14号
破産者　ワールドアクセス有限会社
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１２０３号**
愛知県春日井市勝川町４丁目170番地　パークサイドハイツ１Ｆ
破産者　有限会社アサメディアワーク
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４９号**
滋賀県守山市洲本町1351番地の９
破産者　新道ホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２８号**
京都市左京区一乗寺梅ノ木町56番地３
破産者　有限会社スズキフード
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第５２０号**
神戸市中央区下山手通７―13―１―802、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区宮原５丁目３番52号101号室
破産者　株式会社保険医薬研究所
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８３６号**
札幌市南区真駒内332番地183
破産者　株式会社Ｔ－Ｒｅｘ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４７６号**
札幌市南区川沿17条１丁目２番20号
破産者　株式会社須貝機工
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１６１号**
福島県田村市船引町笹山字近馬場233番地３
破産者　佐藤　喜光
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係